

広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「平成30年7月豪雨による災害」のため甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループ又はその構成員が実施する施設等の復旧整備事業に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「平成30年7月豪雨による災害」とは、平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）により指定された特定非常災害をいう。
- 2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者をいう。
- 3 この要綱において「中小企業等グループ」とは、複数の中小企業者等から構成される集団をいう。
- 4 この補助金において「復興事業計画」とは、平成30年7月豪雨による災害に係る復興のために、中小企業等グループが実施する事業の計画をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、平成30年7月豪雨による災害のため甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、平成30年7月豪雨による災害に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

(交付対象経費)

- 第4条 補助金の交付対象となる中小企業等グループ又はその構成員は、広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定要綱（平成30年8月28日施行）第6条により復興事業計画の認定を受けた県内に事業所等を置く中小企業等グループ又はその構成員とする。
- 2 補助金の交付対象となる経費は、中小企業等グループ又はその構成員の施設又は設備であって、平成30年7月豪雨による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに

不可欠であり、かつ、原則として県内の施設又は設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費（以下「経費」という。）であって、知事が補助の対象としたものとする。

- 3 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設又は設備を新たに整備等するための経費を加えることを妨げない。
- 4 前2項における交付対象経費については、別表1のとおりとする。

（補助率等）

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の4分の3以内とする。

- 2 中小企業者以外の会社の施設又は設備の復旧・整備等に要する経費については、前項において「4分の3以内」とあるのは「2分の1以内」と読み替える。
- 3 前2項の補助金の上限額は、1事業者あたり15億円とする。

（交付申請）

第6条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条第1項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 工事の施行については、その実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 3 中小企業等グループ又はその構成員は、規則第3条第1項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 4 次の各号のいずれかに該当する中小企業等グループ又はその構成員は、交付申請をすることができない。

- (1) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長あてに照会することができる。

(交付の決定)

第7条 知事は、規則第3条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、別記第2号様式により、補助金の交付を申請した者に対し行うものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定に当たって、前条第3項の規定により消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

3 知事は、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない交付の申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、第12条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、中小企業等グループが知事の認定を受けた復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設又は設備の復旧・整備であって平成30年7月豪雨による災害以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更（別表2に掲げる軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ、別記第3号様式による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第4号様式による計画中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、別記第5号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。
- (4) 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による状況報告は、別記第6号様式によるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。

2 規則第12条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業実績書

(2) その他知事が必要と認める書類

- 3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業が完了したとき又は第9条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して15日を経過した日若しくは補助金の交付の決定のあった年度の3月22日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。
- 4 第1項の実績報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 補助事業実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度4月15日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 前項及び規則第13条の補助金等の額の確定通知は、別記第8号様式によるものとする。
- 3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、規則第15条の規定により交付するものとし、補助事業者は、別記第9号様式により補助金の交付を請求するものとする。

- 2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定に関わらず、補助金概算払申請書（別記第10号様式）及び補助金概算払請求書（別記第11号様式）によるものとする。
- 3 前2項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第12号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告により、補助金の返還が必要となった場合には、期限を付して当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第12条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、其他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 中小企業等グループ又はその構成員が、法令に違反した場合
- (6) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により中小企業等グループ又はその構成員が取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第22条に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、規則第22条ただし書に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に準じるものとする。

- 2 規則第22条に規定する知事の承認を受けようとするときは、別記第13号様式により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 3 知事は、規則第22条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(補助事業の経理等)

第18条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第19条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第12条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4

条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、規則第22条第1項の規定に基づき、収支等命令者が会計管理者その他同項に掲げる者に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。

(その他必要な事項)

第20条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年広島県議会9月定例会における「県第70号 平成30年度広島県一般会計補正予算(第4号)」が可決された日から施行し、平成30年7月豪雨による災害復旧に係る補助事業から適用する。

別表 1

交付対象経費区分	内 容
施 設	倉庫, 生産施設, 加工施設, 販売施設, 検査施設, 共同作業場, 原材料置場, その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって, 中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
宿舍整備のための事業	宿舍及び備付けの設備に係る費用
商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費, 共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース, 駐車場, アーケード, 街路灯, 防犯カメラ, 路面舗装の整備費

○上記の施設又は設備の復旧又は整備及び商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には, 施設・設備の原状回復のみならず, 事業再開・継続, 売上回復等に必要の新分野需要開拓等の実施に係る取組(以下「新分野事業」という。)に要する経費も含む。また, 宿舍整備のための事業については, 新分野事業に資する場合に限る。なお, 新分野事業に伴う復旧・整備等については, 被災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。

○上記別表1の補助対象経費には, 資材・工事費, 設備の調達や移転設置費, 取壊し・撤去費, 整地・排土費を含む。

別表 2

区 分	軽 微 な 変 更 の 内 容
経費の配分の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費全体の30パーセント以内の減少となる変更を行う場合 ・ 別表1に掲げる経費区分の相互間において, 補助対象経費のいずれか低い額の30パーセント以内の経費を流用する場合
事業の内容の変更	第5条の規定により提出する補助事業計画書に記載の内容について, 補助事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲で, 事業計画の細部の変更を行う場合

別記第1号様式（第6条関係）

平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

印

平成 年度において、広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を下記により実施したいので、広島県補助金等交付規則第3条の規定により広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、補助事業計画書及び関係書類においては、不正や偽造がないことを申し添えます。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

（1）補助事業に要する経費 金 円

（2）補助金交付申請額 金 円（千円未満切り捨て）

2 補助事業の目的及び概要

（別紙「補助事業計画書」のとおり）

3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

（別紙「補助事業計画書」のとおり）

4 補助事業完了予定期日

平成 年 月 日

グループ名 : 「 」

認定番号 : 「 」

別記第2号様式（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

（補助事業者の氏名又は名称） 様

広島県知事

平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金については、広島県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

1

2

3

4

別記第3号様式（第9条関係）

平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
計画変更承認申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を下記のとおり変更したいので、広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金等交付申請額 金 円（千円未満切り捨て）
（前回までの申請額 金 円）

2 変更計画の理由

添付書類

- 1 補助事業変更計画書
- 2 知事が必要と認める書類

グループ名 : 「
認定番号 : 「

別記第4号様式（第9条関係）

平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
計画中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知のあった平成 年度
広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 事業の概要
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

グループ名 : 「 」
認定番号 : 「 」

別記第5号様式（第9条関係）

平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
遅延等報告書

平成 年 月 日

広島県知事 様

（補助事業者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知のあった平成 年度
広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 遅延又は困難な理由及び原因
- 5 今後の措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延又は困難の理由を立証する書類を添付すること。

グループ名 : 「
認定番号 : 「

別記第6号様式（第10条関係）

平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
遂行状況報告書

平成 年 月 日

広島県知事

様

（補助事業者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知のあった平成 年度
広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の平成 年 月 日現在の遂行状
況について、広島県補助金等交付規則第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

区 分	①補助事業に 要する経費	②補助対象経 費	③交付決定額		④自己負担額 （②－③）	完了予定 年月日
			決定額	実績額		
施設費	円	円	円	円	円	
設備費	円	円	円	円	円	
商業機能の復 旧促進のため の事業	円	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	円	

グループ名 : 「 」
認定番号 : 「 」

別記第7号様式（第11条関係）

平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
実績報告書

平成 年 月 日

広島県知事 様

（補助事業者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知に基づき、平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を実施したので、広島県補助金等交付規則第12条及び広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 補助事業実績書
- 2 知事が必要と認める書類

グループ名 : 「
認定番号 : 「

別記第8号様式（第12条関係）

第 号
平成 年 月 日

（補助事業者の氏名又は名称） 様

広島県知事

平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付確定通知書

平成 年 月 日付けで（変更）交付決定した平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金については、広島県補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円（千円未満切り捨て）
- 2 交付決定額 金 円

別記第9号様式（第13条関係）

平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で確定の通知があった広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金として、下記の金額を交付されるよう広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱第13条の規定により関係書類を添えて請求します。

記

請求金額 金 円

口座振替払	金融機関名		支店名	
	預金種目	1 普通 2 当座		
	口座番号			
	口座名義			

平成 年 月 日

（補助事業者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

印

グループ名 : 「 」

認定番号 : 「 」

広島県知事

様

別記第10号様式（第13条関係）

平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金概算払申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金を下記のとおり概算払くださるよう広島県補助金等交付規則第16条及び広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

（今回申請額）金 円（千円未満切り捨て）

補助事業に 要する経費	交付決定額	概算払 受領済額	今回概算払 申請額	残 額
円	円	円	円	円

概算払を必要とする理由

[]

添付書類

- 1 広島県中小企業等グループ施設等復旧整備事業補助金概算払請求書
- 2 領収書（写）等の支払額が確認できる書類

グループ名 : 「 」
認定番号 : 「 」

別記第11号様式（第13条関係）

平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金のうち、下記の金額を交付されるよう広島県補助金等交付規則第16条及び広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱第13条の規定により関係書類を添えて請求します。

記

請求金額 金 円（千円未満切り捨て）

口座振替払	金融機関名		支店名	
	預金種目	1 普通 2 当座		
	口座番号			
	口座名義			

平成 年 月 日

（補助事業者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

印

グループ名 : 「

認定番号 : 「

」

」

広島県知事

様

別記第12号様式（第14条関係）

平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日

広島県知事 様

（補助事業者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

印

広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額（3－2）

グループ名 : 「
認定番号 : 「

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の8パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

別記第13号様式（第17条関係）

平成 年度広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
取得財産等の処分承認申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

印

平成 年度において、広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る補助事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること）
- 4 処分の理由

グループ名 : 「
認定番号 : 「